

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	高齢者支援課

契約業者名・住所	一般社団法人 日本老年学的評価研究機構 千葉県柏市正連寺394番地11中央133街区6
工事等の名称	介護予防に資する活動等に関する共同研究
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	研究
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	9,462,200円
工事等の概要	松戸市、千葉大学予防医学センター、(一社)日本老年学的評価研究機構の3者で締結した「介護予防に資する活動等の共同研究プロジェクトに関する協定」に基づき、住民主体の介護予防に資する活動を推進、介護予防事業等の評価等を行う。
随意契約の理由	<p>本市では、さらなる高齢化の進展に対応していくため、介護予防事業及び地域づくりの推進に寄与すること、また、政策評価研究及び社会疫学研究に資することを目的に、住民主体の介護予防に資する活動等の推進や効果的な介護予防施策を行うために必要なデータを取得・分析により都市型介護予防モデルを開発する事業「松戸プロジェクト」を実施している。</p> <p>本事業の推進にあたっては、平成28年11月2日に「松戸市と国立大学法人千葉大学予防医学センターとの介護予防に資する活動等の共同研究プロジェクトに関する協定」を締結し、また、令和2年4月1日からは、有意かつ定量的な調査結果を得るために調査を段階的にすべきと判断し、協定相手方に一般社団法人日本老年学的評価研究機構（以下、「JAGES 機構」という。）を加え、連携関係を構築しているところである。</p> <p>協定相手方である JAGES 機構は、千葉大学の研究者を中心として、予防医学の科学的な知見に基づく支援・コンサルティングを担う主体として設立され、全国の調査参加自治体を対象に「健康と</p>

くらしの調査」を行ってデータを集積し、そのデータを縦断的・横断的に分析するなどして介護予防に係る研究を行っている。

また、住民主体の介護予防に資する活動の推進にあたっては、その知見からソーシャルキャピタルに着目した有効な地域介入施策の企画・実施を機動的に行うことができる。

したがって、本研究の選定業者である JAGES 機構と契約することは、松戸プロジェクトの推進、本市の健康長寿・地域共生社会づくりに資する取組みを進める相手方として最適である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、見積書については、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により JAGES 機構のみから徴する。